

施設サービスの利用者負担について

介護保険施設(ショートステイ含む)を利用している方の居住費や食費は原則として全額自己負担となっています。

利用者負担になるもの

(介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護医療院・短期入所介護を利用している方)

介護サービス費用の1割＋日常生活費＋食費の全額＋居住費の全額

* 通所介護、通所リハビリテーションの食費についても全額負担です。

食費・居住費の負担について

在宅で介護サービスを利用している方は、食費や居住費(家賃や光熱費)を自分で負担していますが、施設に入所している方はこれまで、食費の大部分や居住費が介護保険から給付されていました。

そこで、在宅で生活する方と施設に入所して生活する方の負担の不均衡を調整するため平成17年10月に施設サービスの利用者負担の見直しが行われ、施設に入所している方も食費・居住費は全額自己負担することになりました。

所得の低い人は負担が軽減されます

施設サービスの利用が困難とならないように、所得の低い方には自己負担の限度額が設けられます。

限度額を超えた分は「特定入所者介護(支援)サービス費」として介護保険の給付によりまかなわれ、自己負担が軽減されます。

負担軽減の対象者

住民税が非課税世帯で以下の預貯金等資産要件を満たしていること
※夫婦がどちらも非課税であること

利用者負担第1段階 預貯金等 単身1000万円以下 夫婦2000万円以下	・住民税が非課税世帯で、老齢福祉年金の受給者 ・生活保護の受給者
利用者負担第2段階 預貯金等 単身650万円以下 夫婦1650万円以下	・住民税が非課税世帯で、合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額の合計が80万円以下の方 ※遺族年金、障害年金が該当します。
利用者負担第3段階① 預貯金等 単身550万円以下 夫婦1550万円以下	・住民税が非課税世帯で、合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下の方
利用者負担第3段階② 預貯金等 単身500万円以下 夫婦1500万円以下	・住民税が非課税世帯で、合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額の合計が120万円超の方

※第2号被保険者(65歳未満)の方の資産要件は1,000万(夫婦で2,000万)円以下となります。

**特定入所者介護(支援)サービス費に関する食事及び
居住費(滞在費)の基準及び負担限度額**

近年の光熱・水道費の高騰や、在宅で生活している方との負担の均衡を図るため、令和6年8月より居住費(滞在費)について、基準費用額および第1段階の多床室を除いた負担限度額が一日当たり60円引き上げられます。

★1日当たりの居住費等、食費の基準費用額

標準的な費用の額	居住費等				食費
	ユニット型 個室	ユニット型 個室の 多床室	従来型 個室	多床室	
	2,066円	1,728円	1,728円 (1,231円)	437円 (915円)	1,445円

・介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合は()内の金額

★1日当たりの居住費等、食費の負担限度額

対象者	居住費等				食費	
	ユニット型 個室	ユニット型 個室の 多床室	従来型 個室	多床室	施設 サービス	短期入所サー ビス
第1段階	880円	550円	550円 (380円)	0円	300円	300円
第2段階	880円	550円	550円 (480円)	430円	390円	600円
第3段階①	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	650円	1,000円
第3段階②	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	1,360円	1,300円

・介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合は()内の金額

【必要なもの】 ※申請時に申請書とともに以下の写し等を提出してください。
配偶者がいる場合は、配偶者の以下の写しも必要です。

預貯金等に含まれるもの (資産性があり、換金率が高く、 価格評価が容易なものが対象)	確認方法
預貯金(普通・定期)	本人名義の全通帳の写し(支店口座名義番号の記載部分と、直近履歴2ヶ月ほど)
有価証券(株・国債・地方債・社債など)	証券の写し等
金・銀など口座残高で額を確認できる 貴金属	口座残高の写し
投資信託	信託・証券会社等の口座残高の写し
現金	自己申告

- ・預貯金等及び配偶者の所得については、申請書への記載が必要になります。これに基づき必要に応じて銀行等への口座情報の照会を行います。
- ・不正に負担軽減を受けた場合は、最大2倍の加算金を求めることがあります。

問合せ先

409-3601

山梨県西八代郡市川三郷町市川大門1790-3 TEL 055-272-1106
市川三郷町役場 介護課 介護保険係 FAX 055-272-1198